

# 児童クラブの児童・職員が 新型コロナと診断された場合の対応について

別添②-2

## ① 陽性者と接触のあった方をリストアップしてください。

陽性者からの聞き取りで発症日（無症状の場合は検体採取日）を確認の上、感染可能期間（発症日2日前から最終接触日まで）に接触のあった方について、次の例を参考にリストアップし、作成したリストを保健所へ提出してください。

◎陽性者の発症日：        月        日

### 陽性者がマスクをしていなかった場合

- 陽性者と同じクラスのマスクをしていない方
- 陽性者と同じテーブルで食事をした方
- 陽性者と特別仲の良いマスクをしていない方
- 陽性者と換気の悪い環境で長時間過ごした方（狭い部屋で部活動を実施したなど）
- その他（上記以外で陽性者と密に接触があった方）

### 陽性者がマスクをしていた場合

- 陽性者と長時間一緒にいたマスクをしていない方
- 陽性者と同じテーブルで食事をした方
- その他（上記以外で陽性者と密に接触があった方）

## ② リストアップされた方の自宅待機と健康観察を依頼してください。

陽性者との最終接触日の翌日から5日間、自宅待機とご本人又はご家族による健康観察（セルフチェック）をするよう、児童クラブ側からご本人又はご家族にお願いしてください。

また、待機期間中はクラブに参加させず、不要不急の外出を控えるようお伝えください。なお、保健所において、対象者に対するPCR検査は実施しません。

## ③ 風邪のような症状が出た場合は、医療機関の受診をさせてください。

自宅待機中に発熱やのどの痛みなど、風邪のような症状が出た場合、ご本人又はご家族の方が医療機関の受診予約をするようお伝えください。

※受診方法については、別添「自宅待機をされる濃厚接触者の方へ」をご参照ください。

## ④ 無症状の濃厚接触者は待機期間を短縮することができます。

無症状の濃厚接触者は、2日目、3日目に抗原定性検査（薬事承認を受けたキットに限る）で陰性が確認された場合は自宅待機を解除できます。（乳幼児を除く）

3日目に解除となった後も7日間が経過するまでは、検温などで健康状態を確認するとともに、リスクの高い場所の利用・会食等を避けるほか、マスクの着用などの感染対策をお願いします。代替困難な職員の業務従事については保健所にお問い合わせください。